

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から49年3月まで
② 平成4年4月から5年3月まで

申立期間①については、昭和47年1月から農業者年金に加入しており、国民年金の付加保険料は強制だったため、A農協の組合員勘定で納付している。

申立期間②については、平成4年度分の国民年金保険料の納付書が届いたときに付加保険料分が加算されていなかったため、B町役場に抗議したところ、付加保険料分について、手書きの納付書が送られてきたので、後日、定額保険料と合わせて、数回に分けて、妻の保険料と一緒に同町役場で納付した。

申立期間①及び②の付加保険料が未納となっていることに納得いかないので納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、送付されてきた平成4年度分の国民年金保険料の納付書が定額保険料分の納付書であったため、B町役場に抗議し、付加保険料のみの納付書を送付してもらったと主張しているとおおり、当時、同町役場で国民年金を担当していた元職員は、申立人が同町役場に来ていたこと、当該元職員も申立人に対応したことが何度もあること、同町役場では国民年金被保険者から依頼があれば、付加保険料のみの納付書を発行していたことを証言しており申立人の主張と一致している。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をB町役場に納付していたと主張しているとおおり、社会保険庁の記録から、申立人の妻は、申立期間②の保険料を現年度保険料として納付していることが確認できる上、当該元職

員が同町役場の国民年金担当者であった平成4年4月から12年3月までの間において、申立人の付加保険料の未納期間が申立期間②のみであることから、申立人が同町役場に付加保険料の納付書を求めた時期は平成4年度と考えられ、申立人は、付加保険料を含む国民年金保険料を申立人の妻の保険料と一緒に現年度納付していたと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間①については、申立人が主張するとおり、A農協が保管している農業者年金被保険者記録リストから、申立人は昭和47年1月1日から農業者年金被保険者であることが確認できるが、国民年金付加保険料の納付が必要となることについて、農業者年金基金からB町役場に通知された時期は、社会保険庁のオンライン記録及びB町の国民年金被保険者名簿兼検認カードから、50年4月1日であることが確認できる上、A農協の組合員勘定で納付できる国民年金保険料は現年度保険料のみであり、申立人の付加保険料は49年4月分から納付されていることから、申立人の付加保険料は、同町役場が付加保険料の納付が必要となる旨の通知を受けた50年4月1日からさかのぼって現年度納付が可能な49年4月分からと考えるのが自然である。

また、申立人が、申立期間①の付加保険料を納付するには、付加保険料のみの納付書を社会保険事務所から発行してもらい、当該納付書で納付するか、別途、社会保険事務所で付加保険料のみを直接納付する必要があるが、申立人は、申立期間①について、納付書を用いて付加保険料を納付したことはないと言っている。

さらに、申立人が、申立期間①の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から53年3月までの期間及び60年4月から61年3月まで期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から53年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間①については、昭和52年6月に、国民年金に任意加入した際に付加保険料の届出も行い、定額保険料及び付加保険料を納付していたのに、52年6月から53年3月までの付加保険料が未納となっていることに納得できない。

また、申立期間②については、昭和54年にA市からB市に転居してからも国民年金の定額保険料及び付加保険料を郵便局で納付してきた。当時、子育てで大変な中でも国民年金保険料は必ず納めるようにしており、国民年金の任意加入を止めた記憶がないのに、未加入となっている上、国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和52年6月に、国民年金に任意加入した際に付加保険料の届出も行ったと主張しているとおおり、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が、昭和52年6月27日に国民年金に任意加入し、付加保険料の届出を行っていることを示す「**任**」及び「**附**」の記載が確認できる上、社会保険庁の記録から、申立人は申立期間①の定額保険料を納付していることが確認できることから、申立人が国民年金に任意加入し、付加保険料の届出を行っていないながら、定額保険料のみ納付したとは考え難く、定額保険料及び付加保険料を納付していたと考えるのが自然である。
- 2 申立期間②について、申立人は、昭和54年にA市からB市に転居してからも国民年金の定額保険料及び付加保険料を郵便局で納付してきたと主張しているとおおり、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和54年8月にA市からB市に転居した際に住所変更を行っていることが確認で

きる上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間前の 53 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の定額保険料及び付加保険料を納付していることが確認できる。

また、同手帳を見ると、昭和 44 年 6 月 30 日に C 市で発行されてから、61 年 8 月に D 市に転居するまでの間の住所変更が記載されていることから、申立人が転居のたびに国民年金手帳の住所変更を行っているとは推認され、かつ、申立人は、国民年金の任意加入を脱退した記憶がないと主張しているとおおり、同手帳には、任意加入の資格喪失日及び付加保険料の脱退日についての記載が無いことから、申立人は、国民年金の任意加入及び付加保険料の脱退を行っておらず、申立期間②の定額保険料及び付加保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、A市役所が発行した納付書で、それぞれ昭和55年6月24日及び56年6月26日にB銀行C支店で納付しているのに、当該申立期間の国民年金保険料が未納となっており、国民年金保険料の還付を受けた記憶も無く、納付できない。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持しているので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料をA市役所が発行した納付書によりB銀行C支店で納付したと主張しているとおおり、申立人の所持する領収証書から、申立期間①及び②について、それぞれ昭和55年6月24日及び56年6月26日に、A市が発行した納付書によりB銀行C支店で納付していることが確認できる。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料は、申立人の所持する領収証書の納付年月日から、過年度保険料であることが確認でき、市町村が収納できる国民年金保険料は現年度保険料のみであることから、本来であればA市に納付することができない保険料であると考えられる。

しかしながら、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）から、申立期間①及び②を含む昭和55年度及び56年度における国民年金保険料の納付状況を見ると、当該年度の納付欄にA市役所から社会保険事務所に国民年金保険料が納付及び進達されたことを示す「進1200」との記載と昭和56年9月に、当該

年度の納付欄を9か月に修正したことを示す「0900」との記載が確認できるものの、国民年金保険料の還付に係る記録は無く、当該期間における国民年金保険料が還付されていたとは考え難く、長期間にわたり収納されていたものとするのが相当である。

納期限経過後に納付されたことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の受給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から41年2月1日まで
② 昭和43年4月8日から同年5月18日まで
③ 昭和43年7月1日から同年8月14日まで
④ 昭和43年9月1日から同年11月23日まで
⑤ 昭和44年7月30日から同年11月7日まで

平成19年9月に年金記録を確認したところ、①から⑤までの申立期間の被保険者期間（すべて別の事業所）に係る脱退手当金が支給されていることになっているが、記録上で脱退手当金を支給されたとされる昭和45年6月25日は長男の出産直前であり、脱退手当金の受給は考えられないので、申立期間に係る脱退手当金を受給していたことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、①から⑤までの申立期間に係る脱退手当金を受給したとされているところ、申立人の脱退手当金の計算の基礎とされる被保険者期間のうち最後の期間（⑤の申立期間）に係る厚生年金保険被保険者原票、及び②から⑤までの申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿（A社会保険事務所保管）を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、①の申立期間に係るB社会保険事務所で払い出された記号番号に変更されている一方で、氏名の変更処理は行われておらず旧姓のままであることから、脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和44年12月25日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、最終事業所（⑤の申立期間に係る事業所）における被保険者のうち、申立人の整理番号の前後200人の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、脱退手当金の受給要件を満たす女性従業員は18人（申立人を除く。）であり、このうち脱退手当金を受給した記録となっている者は5人であること、当該5人のうち2人については資格喪失後1年以上後に脱退手当金を受給していること、及び申立人の最終事業所における厚生年金保険の被保険者期間は脱退手当金の受給要件である24か月に満たない4か月であることを踏まえ、事業主が代理請求をしたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から36年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32年8月から33年9月までは4,000円、同年10月から34年4月までは5,000円、同年5月から35年12月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から36年1月1日まで

昭和31年春に中学校を卒業して、同年4月にA社に入社し54年1月まで継続して勤務していた。

しかしながら、社会保険事務所からは、入社した昭和31年4月から35年12月までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同期入社と同僚の証言から判断すると、申立人が昭和31年4月1日から継続してA社（昭和34年7月1日新規適用）に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚からは、「職種の違いで厚生年金保険への加入に差は無かった。」との証言を得ているところ、申立人及び同僚が記憶している申立期間当時の従業員数は40人～60人程度であり、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和34年7月1日における被保険者数は32人、36年1月1日における被保険者数は57人であり、申立人及び同僚の記憶とほぼ一致している上、同僚の給与明細書及び複数の同僚の証言から、A社では、新規適用日（昭和34年7月1日）以前から在籍していた従業員については、全員、厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認され、

申立人についても、34年7月1日から36年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立人は、昭和31年4月にA社に入社し、入社時から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、A社の新規適用日は34年7月1日であることが確認できるが、商業登記簿謄本によれば、31年4月4日に法人としての登記をしていることが確認できることから、少なくとも同年4月4日から事業が開始されていたことが認められるとともに、複数の同僚の証言により、同年6月の時点で、同社には5人以上の従業員が存在していたものと推察されることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。A社が適用事業所とはなっていない期間（昭和31年4月1日から34年6月30日まで）においては、昭和32年4月に入社した同僚の所持している給与明細書により、同年8月分から保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間のうち、同年8月1日から34年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から36年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

当該期間の標準報酬月額については、同期入社で同じ業務に従事していたほぼ同年齢の同僚が保管する給料明細書の厚生年金保険料の控除額及び申立人に係る昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、32年8月から33年9月までは4,000円、同年10月から34年4月までは5,000円、同年5月から35年12月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は昭和54年1月21日に全喪し、事業主は既に死亡しており確認することはできないが、事業主は、申立人の当該期間の一部において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないこと、また、適用事業所の届出を行った後において、当該期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられず、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年8月から35年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年9月1日、資格喪失日に係る記録を35年4月1日とし、標準報酬月額については、33年9月から34年9月までを7,000円、同年10月から35年3月までを1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月1日から35年4月1日まで

昭和33年9月からA社に正社員として入社し、35年3月まで勤務したが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答であった。

当時は保険証を渡され、厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の当時の写真及び従事業務に関する供述並びに複数の同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

申立人は入社の際について、「高校の卒業（昭和33年3月）に父親が死亡したため、当時就職の決まっていた会社の内定を取り消され、その後8月ごろに高校から推薦状をもらってA社の面接を受け、9月1日から来てくださいと言われた。」と述べているところ、資格取得日が昭和33年7月15日である同僚が「申立人は自分より後に入社した。」と証言しており、また、申立人提出の写真と一緒に写っている同僚を含む複数の同僚は「昭和33年9月ごろに、申立人を新入社員として紹介された記憶がある。」と証言している。

また、申立人は退職の際について、「大学への進学を考え、以前から会社に昭和35年3月31日に退社する旨を伝えていた。金銭的な問題で大学へは進学できなかったが、会社に伝えていたとおり3月31日に退社した。」と述

べているところ、資格喪失日が昭和33年2月17日である同僚は、「(申立人は)自分の退社時には勤務していた。」と証言しており、他の複数の同僚は、「(申立人は)坑内火災の発生(昭和35年6月2日)する前まで勤務していたように記憶している。」と証言していることから、申立人の主張は信憑性が高いものと考えられ、申立人は同社に33年9月1日に入社し、35年3月31日まで勤務していたものと認められる。

さらに、申立人及び当時の複数の同僚の証言から、A社においては、正社員のほかに一般労務者である坑員、工員等が存在し、そのほかに、「組」と呼ばれる下請会社の作業員が多数就労していたものと考えられるところ、複数の同僚は、「申立人は正社員であり、A社の正社員は、入社当初から厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたはずである。」と証言しており、申立人は、当時、正社員として勤務していたものと考えられ、入社時期の証言が得られた正社員の同僚2人については、入社当初から厚生年金保険の加入記録が確認できる。また、申立人の供述及び複数の同僚の証言から、申立期間当時の同社の従業員数は、正社員及び直僱の一般労務者を合わせて120人程度と考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、被保険者数(最多)は、昭和33年では119人、34年では133人、35年では121人であることから、当時、A社では、正社員及び直僱の一般労務者については全て厚生年金保険に加入させ、特に正社員については、入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において同じ職種のほぼ同年代の同僚の社会保険事務所の記録から、昭和33年9月から34年9月までは7,000円、同年10月から35年3月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和50年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡しているため確認できないが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る33年9月から35年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成元年2月までの期間及び3年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から平成元年2月まで
② 平成3年5月から同年7月まで

私が20歳のころに、母親が近所の民生委員に、私の国民年金保険料の免除について相談していたと、生前母親から聞いたような気がする。

その後、平成3年夏に、国民年金保険料の納付書が届いたので、20歳以降の未納期間の請求だと思い、全額23万円を母親に援助してもらい、自分で国民健康保険料と国民年金保険料を合わせて郵便局で一括納付した。

一括納付した国民年金保険料の納付記録が消えているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころに、申立人の母親が近所の民生委員に、申立人の国民年金保険料の免除について相談し、また、両申立期間における保険料を申立人が納付書により郵便局で一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の直前の第3号被保険者の事務処理日（オンライン入力した日）から、平成4年7月ころと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その時点では、申立期間①の免除申請はできない上、申立期間②については国民年金の未加入期間であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が、両申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の申立期間①における国民年金保険料の免除申請及び申立期間②における国民年金保険料を援助していたとする申立人の母親は、既に亡くなっていることから、両申立期間における保

険料の免除申請状況及び納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から45年2月まで

私は、昭和41年の秋にA町で国民年金の加入手続を行い、42年5月にB町に転居するまでの期間（昭和41年1月から42年4月までの期間）については、3か月毎に納税組合の行政区長を通じて国民年金保険料を納付していた。

その後、B町に転居してからの国民年金保険料は未納であったことから、昭和47年6月ころ、C町の郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付しており、保険料は8万円くらいで、そのうち、特例納付分は6万円くらいと記憶している。

領収書や納付を裏付ける資料は保存していないが納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年の秋に、国民年金の加入手続をA町で行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から、47年6月ころにC町において、夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月からB町に転居する42年4月までの期間については、国民年金保険料を3か月毎に納税組合の行政区長を通じて納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出時点では、時効により当該国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の戸籍の附票から、申立人がA町からB町に転居したのは44年8月29日であることが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、当初、C町の郵便局で、申立人夫婦の20歳になってからのすべての未納期間を特例納付したと主張していたのが、後になって、申立人の昭和42年5月から45年3月までの国民年金保険料及び申立人の妻の37年5月から45年3月までの国民年金保険料（6万円ぐらい）をC町で特例納付したと述べるなど記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から同年12月まで
時期は定かではないが、国民年金の加入手続を行った記憶があり、国民年金保険料についても、父に促されてA市役所B支所で一括納付した記憶がある。
申立期間について未納となっていることに納得いかないので、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市役所B支所で一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の第3号被保険者の資格取得日から、平成2年10月ころと推認され、その時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度保険料でなければ納付できないが、申立人が保険料を納付したと主張するA市役所B支所では、過年度保険料は納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び納付金額についての記憶が曖昧である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年9月まで

昭和54年に転職したが、事業所の規模が小さかったので、事業所から国民年金に加入すると言われて、国民年金に加入し、国民年金保険料は妻が金融機関で納付していた。

その後、昭和55年に厚生年金保険に加入できたので、これで国民年金の保険料を納付しなくても良くなったと思ったことを記憶している。

納付した国民年金保険料の金額などは憶えていないし、納付したことを類推できるような書類は残っていないが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻が金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間における国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も申立期間における国民年金保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間がある上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和61年4月に第3号被保険者になるまで、国民年金に加入した形跡が無く、ほかに申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から31年3月まで
② 昭和34年4月から同年11月まで
③ 昭和35年4月から同年9月まで
④ 昭和37年4月から43年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社に勤務していた期間の一部（①の申立期間）、B社に勤務していた期間（②及び③の申立期間）及びC社（④の申立期間）に勤務していた期間に係る加入記録が無い旨の回答があった。

いずれの事業所でも厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- ①の申立期間について、申立人が述べている勤務内容から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、証言を得ることのできた同僚6人のうち5人は、申立人について記憶が無く、残りの1人は、申立人を記憶していたものの、申立人と一緒に勤務していた時期についての証言が得られない上、人事記録等の関係資料も無いことから、申立期間に係る実際の勤務実態を確認することができない。

また、同僚からは、「当時、厚生年金保険に加入するか否かは本人の自由であった。」、「現場は6か所あり、季節作業員（非正規職員）は現場ごとに60人以上いた」との証言を得ているところ、社会保険事務所の記録により、申立期間における被保険者数（1年以上の通年雇用者を含む。）は、最大で170人程度であったことが確認できることから、当時、厚生年金保険に加入しないまま就労していた従業員が多数存在したことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社の新規適用年月日は昭和29年4月1日であり、新規適用より前の28年4月から29年3月までの期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる資料等はない。

- 2 ②及び③の申立期間について、事業主の証言及び申立人が述べている勤務内容から、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、申立人が記憶していた同僚は居所が不明であり、このほかに申立人の勤務実態に係る証言を得ることのできる同僚がない上、人事記録等の関係資料も無いことから、申立期間に係る実際の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、B社に夏期間だけ勤務していたと述べているところ、事業主からは「申立人は、職員ではなく季節作業員と思われる。当時、季節作業員は健康保険のみの加入であった。」との証言を得ており、社会保険事務所の記録から、申立期間に資格を取得した者（11人）の厚生年金保険の加入期間は全て1年以上となっていることが確認できることから、B社では、通年雇用者のみを厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

- 3 ④の申立期間について、同僚の証言及び申立人が述べている勤務内容から、申立人がC社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、同社は申立期間中の昭和42年1月28日に全喪しており、証言を得ることのできた同僚9人からは、申立人の勤務期間に係る証言が得られない上、人事記録等の関係資料も無いことから、申立期間に係る実際の勤務実態を確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚には厚生年金保険の加入記録（昭和36年10月1日取得、42年1月28日喪失）があるものの、当該同僚からは、「自分は通年雇用で、申立人は夏期間勤務の季節雇用だと思う。」との証言を得た。

- 4 このほか、申立人が、①から④までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、①から④までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から47年9月21日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金の受給記録があるとの回答を受けた。しかし、脱退手当金の支給決定日（昭和47年12月8日）はA町に転居しており、脱退手当金を受給した記憶も無いので、これらの申立期間について、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和47年9月21日）から約3か月後の昭和47年12月8日に支給決定されている上、社会保険事務所の保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票（B社C支店の原票、及び同社D支店が適用事業所となってからは同支店の原票）には「脱」印表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した（昭和47年9月21日喪失）直後に国民年金に加入（同年9月22日取得）しているものの、昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については未納、同年4月から49年4月までの国民年金保険料については申請免除となっており、このほか、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いと供述しているほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。